

ただいま議題となりました議案第 82 号宇部市人権尊重のまちづくり条例制定の件外 3 件について、付託されました文教民生委員会の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果ですが、議案第 82 号、第 83 号、第 88 号及び第 89 号の 4 件について全会一致をもって、本日お手元の委員会審査報告書に記載のとおり、可決すべきものと決定しました。

次に、審査の概要について申し上げます。

まず、議案第 82 号宇部市人権尊重のまちづくり条例制定の件についてです。

本案は、人権尊重のまちづくりに関して、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権意識の高揚及び人権擁護に資する施策の推進について必要な事項を定め、人権課題の解決に取り組むことにより、すべての人の人権が尊重されるまちの実現を目的として、条例を制定するものです。

それでは、本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、条文についてただしたところ、宇部市人権施策推進審議会において慎重に審議を重ねるとともに、パブリックコメントの意見も参考にしながら、市民の方に理念等が伝わるような内容に努めたとのことでした。

また、今後の取組として、条例を施策の根幹とし、市民等や事業者と協働しながら、啓発活動のさらなる充実を図るとともに、市民の安心への支援のため、関係機関との連携による相談体制の充実を図っていきたいとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 8 3 号宇部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件についてです。

本案は、児童福祉法第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものです。

それでは、本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、通称「こども誰でも通園制度」の周知についてただしたところ、市ウェブサイト等を活用し、市民に対して制度の周知を図るとともに、事業者に対しては個別に説明を行い、実施事業所を募集することで、令和 8 年 4 月からの利用を進めていきたいとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会における審査の概要です。

その他の議案につきましては、本席から特に御説明申し上げる事項はございません。

よろしく御審議くださるようお願いし、文教民生委員会の報告を終わります。